市·県民税申告/所得税確定申告

農業の収入を 申告される方へ



米、野菜、果物、花卉などを育て、農協や個人に販売しており、それに伴う収入が300万円以下の方は、「農業所得」ではなく、「雑所得」として申告する場合があります。

フローチャートに沿って必要な書類を作成し、申告をお願いします。

フローチャート

~ 75⁻⁺/

所得に係る取引を記録した 帳簿や書類(※1)を保存している

※1 取引ごとの売上高や経費を記載した帳簿や請求書・ 領収書など

農業の収入金額が過去3年間300万円超で、 農業所得が主たる収入(給与等)に対する割合の 10%を超えており、黒字がある

農業の収入が300万円超





赤字を解消するための 取り組みを実施している







事業所得と認められる事実がある(※2)

0

※2 社会通念上、「事業」 と認められるもの



「農業所得」として申告

申告には 【**収支内訳書(農業所得用)**】 の作成が必要になります

「業務に係る雑所得」として申告

申告には

別紙【収支内訳書 雑所得(農業用)】 を活用して収入・経費を計算してください

詳しくは、国税庁ホームページ(右の二次元バーコード)をご覧ください。 青色申告をされる場合は様式が異なるため、これらの様式は使用しないで ください。(詳しくは徳山税務署にお問い合わせください。☎ 0834-21-1010)

